

～会社を退職された方へ～

国民年金の手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている夫または妻も、国民年金への変更の届出が必要です。

国保年金課で手続きしてください。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

★国民年金保険料額（定額）：月額 16,410円（令和元年度）

国民年金保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

退職（失業）の場合のメリット

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の前年の所得がゼロとして審査されます。

◇手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明書等の写し及び 次の【A】または【B】

【A】マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）

及び本人確認書類（運転免許証等）

【B】年金手帳

※【A】【B】どちらもない場合は、運転免許証等本人確認できるもの

3月 御坊市役所年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。

ぜひ、ご利用ください。

◇開催場所 御坊市役所 3階会議室

◇開催日時 3月19日（木） 午前10時～午前11時30分
午後1時～午後3時

◇申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0432

※電話予約が必要です。相談日の1か月前から予約を受け付けています。

自動音声による案内が流れますので、次のどちらかの対応をお願いします。

・最初の案内でプッシュボタン①を押して、次の案内でプッシュボタン②を押す。

・番号を押さず、自動音声案内終了後、職員が応答するまで お待ちください。

※御坊市役所年金相談会とは別に、田辺年金事務所へ直接相談に行かれる方についても、事前に田辺年金事務所 お客様相談室（TEL0739-24-0432）へ電話予約をしてください。